

開発審査会提案基準における「婚姻により独立した世帯を構成するとき」について

提案基準3第2・3（1）及び提案基準5第4（1）に定める「婚姻により独立した世帯を構成するとき」については、以下の事項を含む。

1. 「婚姻により独立した世帯を構成するとき」には、婚姻から原則として1年以内に許可申請の受理を行うもの。